

## 四万十市 RPA 導入業務仕様書

### 1 業務名

四万十市 RPA 導入業務

### 2 履行期間

契約締結日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、令和 6 年 12 月 6 日までに職員研修を実施したうえで、インフルエンザ予防接種予診票の必要項目（データ化済）を業務システム（健康かるて）に入力する業務について、導入する RPA を活用し、自動化すること（RPA のシナリオ作成支援を行い、職員自身でシナリオ作成のうえ、シナリオ実行できる状態とすること）。

また、令和 7 年 3 月 24 日までに、市の指定する業務（2 業務を予定）についてシナリオ作成支援を行い、職員自身でシナリオ作成のうえ、シナリオ実行できる状態とすること。

### 3 業務の目的

四万十市（以下「本市」という。）では、DX 推進の一環として、RPA（Robotic Process Automation）を導入し、作業時間を短縮することで業務の効率化を行い、行政サービスの向上に繋げていくことを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) RPA ソフトウェア等の導入

日本語版を導入すること。必要なライセンス数については、以下のとおり。

ア LGWAN-ASP が利用可能かつ、フローティングライセンス方式（ライセンス数の範囲内で、端末を限定せず利用可能な方式）のソフトウェアの場合

シナリオ作成及び実行が可能なライセンス・・・1 ライセンス

シナリオ実行が可能なライセンス（※上記ライセンスとは別）・・・1 ライセンス

イ アに該当しないソフトウェアの場合

シナリオ作成及び実行が可能なライセンス・・・2 ライセンス

本市が指定するノート PC 2 台に導入すること。

#### (2) RPA 導入ネットワーク環境

基幹系（マイナンバー利用事務系）ネットワーク及び LGWAN 系ネットワークで使用する PC に導入する。

#### (3) 説明会等の実施

RPA の概要や製品の概要に関する基本的な知識が習得できる研修を行うこと。また、プログラミング経験がない職員であっても、RPA のシナリオ作成や修正、実行方法を習得できる研修を実施すること。

研修時の会場は本市が提供する。研修に使用する教材、機器等は受託者が準備すること。研修時のマニュアルや教材については、受託者が印刷等の準備をすること。

講師の派遣、マニュアルや教材の作成及び印刷等、受託者が研修の準備に要する費用

は、提案金額に含むこととする。

(4) シナリオ作成支援等

ア 本市が指定する業務（3業務を予定）についてシナリオ作成支援を行うこと。

イ RPA 導入後、作成したシナリオの変更や改善等において、市職員では技術的に困難となる状況となった際には、電話等の手段を用いて伴奏的に支援を行うこと。

5 成果品

本業務の成果品は、RPA ソフトウェア及びこれに付随する一切の機器、資料等であり、市の指定する期日までに納品すること。なお、成果品の内容の詳細については別途協議のうえ、決定するものとする。

なお、現在予定している成果品は次のとおり。

(1) RPA ソフトウェア

ア LGWAN-ASP が利用可能かつ、フローティングライセンス方式（ライセンス数の範囲内で、端末を限定せず利用可能な方式）のソフトウェアの場合

シナリオ作成及び実行が可能なライセンス・・・1ライセンス

シナリオ実行が可能なライセンス（※上記ライセンスとは別）・・・1ライセンス

イ アに該当しないソフトウェアの場合

シナリオ作成及び実行が可能なライセンス・・・2ライセンス

(2) RPA ソフトウェア操作マニュアル（日本語で記載されていること）

(3) シナリオ作成マニュアル（日本語で記載されていること）

(4) 研修資料

(5) 打合資料及び協議録

6. 留意事項

(1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、市と受託者が協議し定めるものとする。

(2) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 本業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

(4) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、四万十市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。また、受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を市の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 受託者は、定期的または随時開催する進捗会議、臨時報告、相談を本市が指定した場所にて行うものとし、会議資料等の提出及び説明を行うこと（本市と協議のうえで Web 会議による実施も可とする）。